

参考資料

高知県教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県において、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「高知県教育振興基本計画」という。）を策定するため、高知県教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高知県教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、高知県教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から高知県教育振興基本計画の決定の日までとする。
- 4 検討委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。
- 5 委員長は、委員の互選によって定める。
- 6 副委員長は、委員長が指名する。
- 7 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び資料の提出、意見、説明その他の協力を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、高知県教育振興基本計画の決定の日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県教育長が招集する。

高知県教育振興基本計画検討委員会委員名簿

いけ 池	やす 康	はる 晴	高知県高等学校長協会 会長	
いま 今	にし 西	なお 尚	み 美	高知県国公立幼稚園・こども園会 会長
おお 大	の 野	よし 吉	ひこ 彦	高知県市町村教育委員会連合会 会長
おか 岡	たに 谷	ひで 英	あき 明	高知大学教育学部 教授
かわ 川	きた 北	やす 恭	ひろ 弘	高知県高等学校PTA連合会 会長
かわ 川	しま 島	しょう 祥	じ 嗣	高知県高等学校体育連盟 会長
これ 是	なが 永	かな 子	こ 子	高知大学教育学部 准教授
たけ 武	ち 市	さわ 佐和	こ 子	南国市立図書館 館長
とき 時	ひさ 久	けい 恵	こ 子	高知県社会教育委員会 副委員長
にし 西	お 尾	ひろ 洋	ゆき 之	高知県小中学校長会 会長
の 野	じま 島	とし 利	かず 和	高知県小中学校PTA連合会 会長
はま 濱	かわ 川	ひろ 博	こ 子	高知県臨床心理士会 副会長
ふる 古	や 谷	すみ 純	よ 代	高知サンライズホテル 専務取締役
まつ 松	ばら 原	かず 和	ひろ 廣	高知市教育委員会 教育長 (任期:~平成27年12月)
やま 山	さき 崎	みち 道	お 生	一般社団法人 高知県工業会 会長
よこ 横	た 田	とし 寿	お 生	高知市教育委員会 教育長 (任期:平成28年1月~)

(50音順)

※所属・役職は委員就任時点

第2期高知県教育振興基本計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 第2期高知県教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）を効果的かつ着実に推進するため、計画の進捗状況の点検、検証その他第2期計画に関する審議を行うため、第2期高知県教育振興基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 第2期計画の進捗状況の点検、検証に関すること。
- (2) その他第2期計画に関すること。

(委員)

第3条 推進会議は、別紙の委員により組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 必要があると認められるときは、委員以外の者に推進会議の会議への出席を求めることができる。

(組織)

第4条 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選によって定める。
- 3 副議長は、議長が指名する。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

第2期高知県教育振興基本計画推進会議委員名簿

おかたに 岡谷	ひであき 英明	高知大学教育学部 教授
かりや 刈谷	よしたか 好孝	高知市立三里中学校長
きのした 木下	あつこ 敦子	高知県立大学地域教育研究センター 域学共生コーディネーター
これなが 是永	かなこ かな子	高知大学教育学部 准教授
ときひさ 時久	けいこ 恵子	香美市教育長
とだ 戸田	ひろし 浩	高知県立岡豊高等学校長
のじま 野島	としかず 利和	高知県小中学校PTA連合会長
はまかわ 濱川	ひろこ 博子	臨床心理士
ふるや 古谷	すみよ 純代	高知サンライズホテル 専務取締役
やの 矢野	ひろみつ 宏光	高知大学教育学部 准教授
やました 山下	ふみひと 文一	高知学園短期大学 准教授

(50音順)

※所属・役職は委員就任時点

実行1年目の成果・課題を踏まえ、大綱の取組をさらに充実・強化！

改訂の
ポイント

1 教員同士が学び合う仕組みの強化

- 「タテ持ち」実践校における主幹教諭や教料主任等のミドルリーダーの育成
- 数学の専門力の高いスーパーバイザーの招へい
- 近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みの構築

改訂の
ポイント

2 若年教員の資質・指導力の向上

- 若年教員及び学校の指導体制について指導・助言を行う体制の強化
- 教員採用候補者への研修の実施
- 管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより効果的に育成するための内容の充実・強化

改訂の
ポイント

3 教員の多忙化解消による子ども向き合う時間の確保

- 教員と事務職員の業務分担の在り方の研究
- 運動部活動の外部指導者のリスト化とマッチングによる配置拡充
- 少なくとも週1日の休養日の設定など、望ましい運動部活動の運営の周知・徹底
- 外部指導者等が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件整備等
- 市町村立学校における校務支援システムの導入に向けた検討

改訂の
ポイント

4 高等学校における多様な生徒の社会的自立の支援

- 生徒の多様な学力・進路希望に対応でき、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる仕組みを構築するための教育プログラムを実施

改訂の
ポイント

5 放課後等における学習支援の強化

- 学習支援員を確保するための地域人材の登録、マッチングを行う仕組みの活用等
- 授業から放課後までを一貫して担う学習支援員の更なる配置拡充

改訂の
ポイント

6 チーム学校による生徒指導上の諸問題への対応

- 暴力行為も含めた生徒指導上の課題の早期把握
- その上でスクールカウンセラー等も含めた校内支援会の定期的な開催、学年部会を中心とした日々の見守りといった組織的な対応の徹底
- スクールカウンセラー等を講師とした、不登校状態にある児童生徒や発達障害のある児童生徒等への適切な対応に資する研修の実施

改訂の
ポイント

7 保護者に対する支援の充実

- 親育ち支援の中核保育者を中心とした園内研修の実施促進
- 保育者や子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくり、様々な交流事業の展開

改訂の
ポイント

8 地域との連携・協働の深化

- 学校支援地域本部の活動への民生・児童委員の参画の更なる促進
- 定期的に地域住民等と学校とが話し合う場の学校区ごとの設置推進
- 地域と学校とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動への展開

改訂の
ポイント

9 幼児教育の充実の加速化

- 「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の周知・徹底
- 県版保幼小接続期実践プランに基づき市町村の実践プランの作成促進、実践支援

チーム学校の構築

厳しい環境にある子どもたちへの支援

地域との連携・協働

その他の
重要事項

- 小・中学校における特別支援学級及び通級指導充実のための特別支援学校教諭免許の取得促進、専門家の活用促進、高等学校における通級指導の導入
- 自然災害発生時には地域の避難所にもなる学校体育館の天井落下防止対策等の推進

基本方向8 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る」については、知事部局へのスポーツ行政の一元化に伴い削除

現状と課題

学校においては、授業が個々の教員に任せきりになりがちであり、特に学力に課題のある中学校において授業の質を高めるためには、学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みが重要である。

【現在の取組】

- ・ 1つの学年の同じ教科を複数の教員が受け持つ「タテ持ち」について、9つの中学校を指定して研究
- ・ 指定校における主幹教諭を中心とした定期的な教科会の開催

【成果】

- ・ 指定校においては主幹教諭を中心に定期的、日常的な教科会が開催され、教員同士の学び合いが活性化している

【課題】

- ・ 若年教員の割合が多い教科会等では質が高まりにくい
- ・ 小規模の中学校においては「タテ持ち」のように同じ教科を担当する教員同士が学び合う仕組みを設けることが困難
- ・ 教科会に時間を割くことに多忙感を持つ教員もいる

改訂の内容

- 「タテ持ち」実践校における主幹教諭や教科主任等のミドルリーダーの育成
- 数学の専門力の高いスーパーバイザーの招へい及び教育事務所等に配置している数学専任の指導主事とチームとなった訪問指導の強化
- 近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みの構築。小規模の中学校において異なる教科を担当する教員が日常的に授業について協議し合う仕組みの研究
- 教員の多忙化解消（→改訂のポイント3参照）

現状と課題

教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠である。

【現在の取組】

- ・ 臨時的任用教員から採用4年目までを対象に集中的に研修を行う若年教員育成プログラムの実施
- ・ 「高知県授業づくりBasicガイドブック」や「OJTハンドブック」等の各種指導手引書の活用

【成果】

- ・ 若年教員育成プログラムの実施を通じて、着実に若年教員の指導力の向上につながっている
- ・ 各種指導手引書は多くの学校現場において活用されている

【課題】

- ・ 今後更に多くの新人教員を採用することとなり、更に臨時的任用教員を経ることなく採用になるものが増えることになる
- ・ 社会人としての基礎的な能力が十分に身に付いていない若年教員も見られるようになってきている

改訂の内容

- 若年教員への指導・助言及び若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化
- 教員採用候補者への研修の実施
- 臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実
- 管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより効果的に育成するための内容の充実・強化
- 教員同士が学び合う仕組みの強化（→改訂のポイント1参照）

教員の多忙化解消による子ども向き合う時間の確保

現状と課題

学校を取り巻く環境が急激に複雑化・多様化する中で、教員の職務に係る時間的・精神的負担が増大している。文部科学省からも、学校現場における業務の適正化に向けた取組の一層の推進が求められている。

【現在の取組】

- ・外部・専門人材の活用や地域との連携・協働をはじめとしたチーム学校の構築
- ・運動部活動の運営について配慮すべき内容を示した「運動部活動全体計画ハンドブック」の配付・周知
- ・県立学校への総務事務システム、校務支援システムの導入

【成果】

- ・外部・専門人材を活用する取組や地域との連携・協働の取組は大幅に増えている
- ・運動部活動の運営・指導において組織的・計画的に取り組む学校は増えている
- ・平成29年度より校務支援システムが全ての県立学校において導入される

【課題】

- ・チーム学校の取組は進んでいるが、教員が美感を伴うような改善には至っていない
- ・部活動への保護者の期待の大きさなどもあり、多くの学校では、必ずしも適切な休養日の確保ができていない
- ・小規模校が多く、コストメリットが生じにくい市町村立学校においては校務支援システムの普及が難しい

改訂の内容

- 事務職員を加配し、教員が担っている業務のうち事務職員に移譲することが可能な業務、その効果等について研究
- 運動部活動の外部指導者のリスト化とマッチングによる配置拡充
- 週当たり、少なくとも1日以上上の休養日や適切な練習時間の設定など、望ましい運動部活動の運営について周知・徹底。外部指導者等が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件整備等
- 市町村立学校における校務支援システムの導入に係る効果や課題等について研究を行う場を設け、検討

高等学校における多様な生徒の社会的自立の支援

現状と課題

現在、98%以上の中学生が卒業後高等学校に進学しており、生徒の学力状況や進路希望などが多様化している。また、良好な人間関係を築く上で必要となる社会性が十分に身に付かないまま入学する生徒もいる。このような多様な生徒について共通に身に付けるべき力を確実に育成し、社会的自立を支援する取組が求められている。

【現在の取組】

- ・定期的な基礎学力の定着度合いの把握検査の実施とその結果に基づく各校の学力向上プランの作成・実践
- ・義務教育段階の学習内容に立ち返りながら学習できるつなぎ教材の活用、学び直し科目の設定、習熟度別学習の実施、学習支援員の配置
- ・インターネット学習教材の活用
- ・大学や企業と連携したインターンシップ等の実施、ソーシャルスキルトレーニングの実践

【成果】

- ・各校において、学力向上プランに基づく改善等を組織的に対応することにより、生徒の基礎的な学力の定着に一定の成果が表れてきている
- ・高等学校における不登校や中途退学率が減少するなど、一定の成果が表れてきている

【課題】

- ・標準的な教育課程では多様な課題のある生徒個々への対応が難しい状況もある
- ・生徒の多様な学力に対応することのできる教員の授業力や生徒個々に応じた組織的な進路指導の取組状況に学校によって差がある

改訂の内容

- 生徒の多様な学力・進路希望に対応でき、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる仕組みを構築するための教育プログラムを实践

現状と課題

学力の定着に課題のある児童生徒へのきめ細かな指導を充実させるため、特に、厳しい環境を背景として十分に学習の機会が与えられていない子どもたちを支援するため、放課後や長期休業期間における学習を充実することが重要である。

【現在の取組】

- ・放課後等における学習支援員の配置について支援（H28実績 小学校90校、中学校73校）
- ・一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を充実するため、授業から放課後までを一貫して指導を行う学習支援員を配置

【成果】

- ・放課後等において児童生徒が学習支援を受ける機会は着実に増えている

【課題】

- ・人材が不足。特に、中学生に対して教科の指導が可能な人材が不足
- ・一人一人の子どもの学力の実態に合った学習内容が用意できていない学校もある

改訂の内容

- 学習支援ができる人材を確保するための地域人材の登録、マッチングを行う仕組みの活用等
- 授業から放課後までを一貫して担う学習支援員の更なる配置拡充
- 効果的な学習方法の事例を収集し、市町村教育委員会や学校に周知

現状と課題

中学校においては暴力行為や不登校の発生率は減少しているが、依然全国平均を大きく上回っている。小学校においては、近年暴力行為が急増するなどの深刻な状況があり、早急な対応が必要となっている。

【現在の取組】

- ・小学校生徒指導担当者、中学校生徒指導主事を対象とし、小中連携や特別支援教育等への理解を促進する研修会を実施
- ・中学校を指定して行う生徒の自尊感情を育む取組や、中学校区を指定して行う小中連携を中心とした中1ギャップの解消を図る取組を実施
- ・H28年度より、心の教育センターにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを常勤配置し、教育相談機能を強化

【成果】

- ・指定校、指定校区の学校において、児童生徒の自尊感情や規範意識が高まり、問題行動が減少傾向にある
- ・スクールカウンセラー等の専門人材が関わる機会は着実に増加するとともに、関わった案件については多くが改善につながっている

【課題】

- ・特に小学校において、暴力行為への対応についての教職員の理解が十分でなく、組織的な支援につながっていない
- ・スクールカウンセラー等の専門人材を効果的に活用した組織的な対応ができていない学校がある
- ・問題行動等の背景にあることがある発達障害への適切な対応など、十分な児童生徒理解に基づく対応が不十分

改訂の内容

- 暴力行為も含めた生徒指導上の課題の早期把握
その上で、スクールカウンセラー等も含めた校内支援会の定期的な開催、学年部会を中心とした日々の見守りといった組織的な対応の徹底
- スクールカウンセラー等を講師とした、不登校状態にある児童生徒や発達障害のある児童生徒などへの適切な対応に資する研修の実施

現状と課題

子どもたちの知・徳・体の育成のためには家庭における取り組みが極めて重要な役割を担っている。特に、児童生徒の問題行動について依然として厳しい状況が続いている背景としては、保護者の子育て力が低下していることも影響していると考えられ、親育ち支援、子育てに困難を抱えている保護者への支援の充実が求められている。

【現在の取組】

- ・保護者を対象とした講話やワークショップの開催
- ・保育者を対象とした親育ち支援に関する研修の実施
- ・家庭支援推進保育士の配置、親育ち・特別支援保育コーディネーターの市町村への配置、スクールソーシャルワーカーの活用

【成果】

- ・講話等を受けた保護者については、子どもへの関わり方に関する理解が深まった
- ・家庭支援推進保育士等の配置により、支援の必要な世帯に対する的確な支援につながっている

【課題】

- ・講話等への保護者の参加率が低い（特に子育てに関心の低い保護者）
- ・家庭支援推進保育士、親育ち・特別支援保育コーディネーター、スクールソーシャルワーカーの人材が不足
- ・更に多くの保護者へ直接支援を届けるには人材や予算の制約もあり、保護者間で自然に支援の輪が広がることから期待されるが、以前に比べて地域の人間関係は希薄になってきている

改訂の内容

- 親育ち支援の中核となる保育者を中心とした園内の保育者対象の研修の全保育所・幼稚園等における実施促進
- 就学時健診の機会をとらえて講話等を実施するなど保護者が参加しやすい環境の整備
- 潜在保育士の活用による家庭支援推進保育士の配置拡充
- 保育所・幼稚園等を中心とした、保育者、地域の子育て経験者、子育て世帯等の交流の場づくりの推進、様々な交流事業の展開

現状と課題

学校が地域の方々の力もお借りしながら課題の解決を図ろうとする意味での「チーム学校の構築」を進めるためにも、家庭の貧困など「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を学校がプラットフォームとなって進めていくためにも、学校は地域との連携・協働を更に進めていく必要がある。

【現在の取組】

- ・地域ぐるみで子どもの育ちを支援する仕組みである学校支援地域本部の充実・拡大に向けて、学校地域連携推進担当指導主事を中心として、市町村教育委員会や学校を個別に訪問し、指導・助言
- ・高知県小中学校長会、高知県小中学校PTA連合会、高知県老人クラブ連合会等と学校支援地域本部の充実・拡大に向けて協議
- ・民生・児童委員の学校支援地域本部への参加について、各市町村教育委員会及び高知県民生委員児童委員協議会連合会に要請
- ・学校支援地域本部の「運用の手引き／モデル事例集」を作成

【成果】

- ・学校支援地域本部の数は大幅に増加してきた
- ・関係団体との連携強化により、今後更に地域による学校支援活動を拡充していくための基盤は整えられつつある

【課題】

- ・学校支援地域本部が子どもたちの見守り機能を更に発揮するためには、より多く、より幅広い層の地域住民や団体等にきめ細かく密接に学校に関わっていただくことが必要

改訂の内容

- 学校支援地域本部の活動への民生・児童委員の参画を更に促進
- 定期的に地域住民等と学校とが話し合う場の学校区ごとの設置推進
地域の方々により深く子どもたちの現状を知っていただく、地域の声を学校の活動に反映させる仕組みづくり
- 「学校支援地域本部」の活動を、地域と学校がパートナーとして子どもたちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動へと展開

改訂のポイント9

幼児教育の充実の加速化

現状と課題

今般の幼稚園教育要領等の改訂の動向を踏まえ、これまで以上に質の高い幼児教育・保育の提供が求められるところであり、取り組みを加速化していく必要がある。

【現在の取組】

- ・「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を策定（H28年12月）
- ・各市町村における保幼小接続期実践プランの策定を支援（策定済：6市町村、H28年度中に策定予定：3市町村）

【成果】

- ・ガイドラインを関係者と協議しながら策定する過程を通して、関係者の一定の理解を得ることができつつある。
- ・既に実践プランの策定・実践を進めている市町村では、小1プロブレムの減少等につながっている。

【課題】

- ・保育所・幼稚園等の管理職によってガイドラインの活用に対する意識に差が見られる
- ・保幼小接続期実践プランを策定している市町村は一部に止まっており、県内全域に望ましい保幼小連携の取組を普及していくためには、更なる広がりが必要
- ・保幼小接続の取り組みに関して市町村においてコーディネートを担当する者が必ずしも明確でない

改訂の内容

- 「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の周知・徹底（県内各地域での説明会の開催、教育センターでの管理職研修等における説明）
- 県版保幼小接続期実践プランに基づく市町村の実践プランの作成促進、実践支援（市町村教育委員会の指導事務担当者等を対象とした説明会の開催）

基本計画の改訂に関する主な指標

基本方針1 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

<小・中学校>

対策	指標	現状	H31年度末目標
対策1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上	「高知県の教員スタンダード」（本県の教員が採用から10年終了までに身に付けるべき資質・能力指標）の達成状況（採用3年次の者）	・小：2.4 ・中：2.4 ※3段階評価	・小：3.0以上 ・中：3.0以上 ※4段階評価
対策3-(2) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加した校内支援会を月1回以上実施している学校の割合	—	100%
対策4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化	スクールカウンセラーを講師とした校内研修を年1回以上実施している学校の割合 学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している中学校の割合	— 66.2% ※全国71.6%	100% 100%

<高等・特別支援学校>

対策	指標	現状	H31年度末目標
対策1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	県立学校における月100時間を超える時間外勤務又は月80時間を超える時間外勤務を2カ月連続して行った教職員数	57人	0人
対策1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上	「高知県の教員スタンダード」（本県の教員が採用から10年終了までに身に付けるべき資質・能力指標）の達成状況（採用3年次の者）	・高：2.6 ・特：2.4 ※3段階評価	・小：3.0以上 ・中：3.0以上 ※4段階評価
対策3-(2) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加した校内支援会を月1回以上実施している学校の割合	—	100%
対策4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化	スクールカウンセラーを講師とした校内研修を年1回以上実施している学校の割合 学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している高等学校の割合	— 33.2% ※運動部活動における週休日を設定している高等学校の割合	100% 100%

基本方針2 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策	指標	現状	H31年度末目標
対策2-(1) 放課後等における学習の場の充実	学習支援員配置校に占める授業から放課後までを一貫して担う学習支援員を配置した学校の割合	・小：47.2% ・中：58.3%	・小：100% ・中：100%
対策3-(1) 地域全体で子どもを見守る体制づくり	民生・児童委員が活動に参画している学校支援地域本部の割合	47.1% (H28.12月)	100%
対策5-(1) 保育者の親育ち支援力の強化	園内で保育者研修を実施した保育所・幼稚園等の割合	—	100%

基本方針3 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策	指標	現状	H31年度末目標
対策1 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立	ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合	—	100%
対策4 保幼小の円滑な接続の推進	接続期実践プランを作成・実践した市町村数	9市町	全市町村